

消費税率改定に伴う公衆浴場入浴料金の算定方法（案）

1 消費税率の改定内容

区 分	現 行	平成31年10月1日
消 費 税 率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	8.0%	10.0%

2 消費税率改定に伴う入浴料金の算定方法

- (1) 公衆浴場入浴料金は、消費税の課税対象となる費用ごとに、消費税率改定を反映して、総括原価方式により算定する。
- (2) 都内公衆浴場事業者には、消費税の納付義務のある課税事業者のほか、納税義務が免除される免税事業者も含まれていることから、売上げに係る消費税相当額については、これを加味して算定する。
- (3) 消費税率改定による影響額を明らかにするため、消費税率を8%で算定した場合と、消費税率10%で算定した場合の2通りの原価計算を行う。